

仕様書

1 件名

令和5年度 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会等事務局運営補助業務委託

2 履行場所

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会が指定する場所

3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和6年3月29日まで

4 目的

現在東京都では、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとするため、様々なイベントを「GRAND CYCLE TOKYO」として進めていくこととしている。

本委託業務は、GRAND CYCLE TOKYO に係るイベント等を推進する GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以後、実行委員会という。）等の事務局運営を補助するなど、実行委員会の円滑な運用を行うことを目的とする。

5 通則

- (1) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、業務実施に際して必要な手続及びそれらに係る諸費用、本委託の履行（現地視察・謝金支払い等の会計業務・調達計画の確認等）に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 支払方法

業務完了後、委託者が履行を確認した後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括で支払う。

7 委託内容

(1) 運営補助業務

ア 実行委員会運営補助業務

各実行委員会の円滑かつ適正な運営のため、委員との日程等調整、スケジュール管

理、会議室確保、資料作成等の委員会運営準備、委員会当日の運営（出席者への飲料提供含む）、議事録・議事要旨作成及び現地視察の際の移動手段手配・企画運営等を行うこと（各実行委員会の開催予定は別紙1の通り。）。

令和4年度の実行委員会（臨海部・多摩）の開催実績はスポーツ TOKYO インフォメーション HP（<https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/grand-cycle-tokyo/>）に掲載している。また、現地視察は臨海部・多摩各1回程度、参加人数は約20名と想定すること。

イ 実行委員会事務局の運営補助業務

各実行委員会委員に対する謝金、打合せ時の交通費等の支払いや源泉徴収税額支払い等の税務関係処理、その他収入・支出に係る会計業務や、実行委員会が実施する契約の発注業務に係る関係者等との連絡・調整、必要な資料の作成等、各実行委員会事務局の運営補助を行うこと。

(2) 調達等に関わる助言等の実施

イベントで必要となる調達物の種類や価格、量などを把握するため、実行委員会で調達計画を策定予定である。受託者は、公認会計士等に依頼し、調達計画に記載の調達物の価格等が、イベントを実施する上で適正な価格等になっているかなどについて、過去の類似のイベント等における調達単価や一般的な流通価格を調べて参考とし、確認・助言等を実施すること。

確認回数は計2回程度・確認項目は1回につき10項目程度とし、確認・助言等の期限は、委託者から依頼があった日から10日以内とする。

なお、本受託者（それぞれの関係会社含む。）は、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会が別途発注する2件の契約案件（「GRAND CYCLE TOKYO「レインボーライド」の実施運営計画策定支援及び実施運営委託」及び「多摩地域における自転車ロードレース等実施計画策定及び運営業務委託」）には応募できないこととする。

8 打合せ等

受託者は、委託者の求めに応じ、適宜、報告、連絡及び打合せを行うこと。また、委託者の求めに応じ、関係機関との打合せに同席すること。

9 成果品

(1) 成果品及び提出期限

業務実施に係る報告書 電子データ一式

提出期限：令和6年3月29日（金）

- (2) 納入先
GRAND CYCLE TOKYO実行委員会
(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部国際大会課内)
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- (3) 電子データの提出は以下によること
- ア 委託者の端末(OS:Windows)で表示可能なものとする。
 - イ 電子データは、文章については、ワープロソフト(Microsoft社Wordシリーズ)、計算表等については、表計算ソフト(Microsoft社Excelシリーズ)で編集可能な形式とすることを基本とする。また、CADデータについては、フリーCADソフト(Jw_cad)により編集可能な形式とすることを基本とする。
 - ウ 格納媒体はCD±R(RW)及びDVD±R(RW)を基本とする。また、収納ケース、CD±R(RW)及びDVD±R(RW)等に、委託年度及び委託件名等を付記すること。
 - エ ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。
- (4) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

10 人員体制の構築

受託者は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するために必要な人員を確保し、委託者と協議の上、業務体制を整え、業務実施体制図を委託者に提出すること。

(ア)関係者調整を効率的に実施できるよう、オンライン会議の環境を整えること。

(イ)体制を変更する必要がある場合には、1週間前に変更内容を記載した書面と代行する担当者を反映させた業務実施体制図をもって委託者に報告し、事前に承認を得ること。

なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないように十分な業務の引継ぎを行うこと。

11 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務で得られたデータ等を目的外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で得た画像等の使用、保存処分等に当たっては、細心の注意をもってあたり、絶対に外部に漏えいすることのないよう、秘密の保持に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (4) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人(秘密

情報を知得後退職した者も含む。) に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

- (5) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (6) 委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

1.2 個人情報の取扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複製、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を委託者に返却するものとする。

1.3 権利の帰属

- (1) 本委託において作成した全ての成果物において、その著作権（著作者人格権を除く。）は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾なしに、本委託による成果物を、ほかに公表、貸与又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任において、必要な処理を行わなければならない。

1.4 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するにあたっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が委託者の競争入札参加有資格者でない場合、委託者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認する。

1.5 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第

37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1.6 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成28年4月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

1.7 担当

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会

（東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部国際大会課内）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階南側